以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通渋滞が日常的に発生しており幹線道路としての機能が著しく低下していることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、地元自治体で構成された島原半島幹線道路網建設促進期成会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長崎県雲仙市役所及び諫早市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　長崎県諫早市森山町田尻字仕築及び字東九平次地内

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律

議案提出

五月十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災復興再生基本法案（石破茂外四名提出）

議案通知書受領

五月十八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）に係る政府の認識に関する質問主意書（浅野貴博提出）

青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書（木村太郎提出）

議事日程

五月十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

平成二十三年五月十九日（木曜日）

午後一時開議

第一　非訟事件手続法案（内閣提出、参議院送付）

第二　家事事件手続法案（内閣提出、参議院送付）

第三　非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

参議院

議案付託

五月十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十六回国会閣条第五号）

外交防衛委員会に付託

議決通知

五月十八日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案

報告書提出

五月十八日委員長から次の報告書を提出した。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六八号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

五月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律

参議院憲法審査会規程

五月十八日本院は次のとおり参議院憲法審査会規程を制定した。

参議院憲法審査会規程

（設置の趣旨）

第一条　憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案（以下「憲法改正原案」という。）、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するものとする。

（委員数）

第二条　憲法審査会は、四十五人の委員で組織する。

（委員）

第三条　委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

２　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

３　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

４　参議院規則第三十条の規定は、委員について準用する。

（会長）

第四条　憲法審査会の会長は、憲法審査会において委員が互選する。

２　参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第五条　会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び憲法審査会を代表する。

（幹事）

第六条　憲法審査会に数人の幹事を置く。

２　会長は、憲法審査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。

３　参議院規則第三十一条第二項から第四項までの規定は、幹事について準用する。

（小委員会）

第七条　憲法審査会は、小委員会を設けることができる。

（開会）

第八条　憲法審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第九条　会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

２　参議院規則第三十八条第二項の規定は憲法審査会の開会について、同条第三項の規定は憲法審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（定足数）

第十条　憲法審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

（表決）

第十一条　憲法審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員の発言）

第十二条　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（委員でない議員の意見聴取）

第十三条　憲法審査会は、委員でない議員から意見を聴き、又はその発言を許可することができる。

（委員の派遣）

第十四条　憲法審査会は、議長の承認を得て、審査又は調査のため委員を派遣することができる。

２　参議院規則第百八十条の二第二項の規定は、委員の派遣について準用する。

（国務大臣等の出席及び説明）

第十五条　憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席及び説明を求めることができる。

（報告又は記録の提出）

第十六条　憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。